平成２２年（フ）第２８号
埼玉県比企郡吉見町東野６丁目８番地21
債務者　太子田陽子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（フ）第５５８号
静岡県伊東市荻761番地の９
債務者　向井由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第３１号
愛知県一宮市浅井町江森字東之森44番地１
債務者　栗本なるみ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第１２２０号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　44棟307号
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２００９号
京都府木津川市相楽台８丁目１番地　高の原駅東第２団地14―102
債務者　吉村　孝雄
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２１２１号
京都市右京区嵯峨野開町16番地９　フレンズ嵯峨野101
債務者　次田　洋樹
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２１８１号
京都府城陽市平川茶屋裏36―１　グリーンサム壱番館1208号、住民票上の住所大阪府高槻市富田町３丁目31番１号
債務者　山川　哲史
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２２５９号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１30棟701号
債務者　上三洋大こと　上ミ　洋大
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第４４号
京都市右京区西京極豆田町６番地　京都友禅文化会館601号室
債務者　木村　　通
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第１８００号
堺市堺区宿院町東３丁１番14　堺宿院グリーンマンション905号
債務者　小南　和彦
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１８０１号
堺市堺区宿院町東３丁１番14　堺宿院グリーンマンション905号
債務者　小南　由起
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第６６４号
新潟市西区鳥原新田554番地21
債務者　岡田　二郎
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第５７６号
愛知県稲沢市下津北山町62番地
債務者　橋本　愛子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第５９５号
愛知県一宮市奥町字野方97番地４　シャトレ愛松一宮Ⅶ103号
債務者　平松　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第１６号
愛知県一宮市時之島字寺前29番地１
債務者　米津かおる
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第３３７号
大阪府東大阪市柏田東町２番21号　メゾンリップル302号
債務者　辻村　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１１１０号
大阪府泉大津市池浦町１丁目２番27号、前住所大阪府泉大津市若宮町９番８号
債務者　田畑千枝美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係